令和4年度 第1回 液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日時: 令和5年1月30日(月) 10:00~11:00

Ⅱ. 開催方法: web 会議システム

Ⅲ. 出席者(敬称略、順不同)

委員長 : 小川

委員 : 澤、青木、佐藤、佐々木、村田、菅谷、塚口、榎本、石関(中沢委員代理)、松原、

山ノ上、河村、永沢、金木(加藤委員代理)

委員(欠席) : 櫻井

事務局(KHK) : 越野、小山田、長沼、加藤(一)、小川

オブザーバー : 佐野(株式会社サイサン)

Ⅳ. 配布資料

資料1 液化石油ガス規格委員会委員名簿

資料2 液化石油ガス器具等関係基準の見直しについて

資料3 液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732)の廃止について

資料4 液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準(KHKS 0731)の改正について

資料5 液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準(KHKS 0731)新旧対照表

資料6 液化石油ガス用流量検知式切替型漏えい検知装置基準(KHKS 0734)の改正について

資料7 液化石油ガス用流量検知式切替型漏えい検知装置基準(KHKS 0734)新旧対照表

資料8 技術基準策定手順書の改正について

資料9 技術基準策定手順書 新旧対照表

資料10 技術基準策定手順書(案)見え消し

資料11 技術基準整備3ヶ年計画(2023年度~2025年度)

参考資料1 液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732)

参考資料2 銅及び銅合金の棒(JIS H 3250)新旧対照表(該当箇所のみ)

参考資料3 組織再編に伴う技術委員会規程及び規格委員会規程の改正について

参考資料4 技術委員会規程新旧対照表

参考資料5 技術委員会規程(20220323 改正版)

参考資料6 規格委員会規程新旧対照表

参考資料7 規格委員会規程(20220323 改正版)

Ⅴ. 議事

(1). 委員紹介等

事務局より資料 1 を用いて委員紹介が行われた後、出席委員は代理含め 15 名であり、規格委員会規程第 14 条第 1 項で定める委員会の定足数を満たしていることが報告された。その後、小川委員長より挨拶があった。

(2). 液化石油ガス器具等関係基準の見直しについて

(2).1) 液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732)の廃止

事務局より、資料2を用いて、液化石油ガス器具等関係基準の見直しについて説明が行われた後、資料3及び参考資料1を用いて、液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732)の廃止について説明が行われた。その後、規格委員会規程第20条及び第23条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を15日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を1か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

(2).2) 液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準(KHKS 0731)の改正

事務局より、資料 4 及び資料 5 並びに参考資料 2 を用いて、液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準 (KHKS 0731)について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

(2)3) 液化石油ガス用流量検知式切替型漏えい検知装置基準(KHKS 0734)の改正

事務局より、資料 6 及び資料 7 を用いて、液化石油ガス用流量検知式切替型漏えい検知装置基準 (KHKS 0734)の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条に基づき、軽微な変更を 行うことについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

(3). 技術基準策定手順書の改正について

事務局より資料8から資料10まで及び参考資料3から参考資料7までを用いて、技術基準策定手順書の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第20条に基づき採決が行われ、出席委員(15名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

(4). 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2023年度~2025年度)について

事務局より資料 11 を用いて、液化石油ガス分野技術基準整備計画(2023 年度~2025 年度)について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条に基づき採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

(5). その他

議事録については後日メールにて確認となった。また、本日の審議の結果、技術的内容の変更を伴わない字句修正については、事務局において修正を行うこととし、委員長の確認を得て進めることとされた。

以上